イソブチルアミン トリエチルアミン ペンチルアミン t―ブチルアミン		
イソプロピルアミン		二・〇
ニトリル類	アクリロニトリル　※ アセトニトリル ブチロニトリル	一・二五
有機酸	酢酸　※ 無水酢酸 アクリロ酸 プロピオン酸 ギ酸	一・二五
その他の不溶性のもの以外のもの	プロピレンオキサイド	二・〇
	エタノール含有ガソリン（エタノール十パーセント以下のものに限る。）	一・〇

備考　※を付した物質は各類別ごとの代表物質である。

別表第五（第四条第五号及び第十七条第四項関係）

別表第四に掲げる危険物以外の危険物（水に溶けないもの以外のものに限る。以下この表において同じ。）に係る係数は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により求めるものとする。

一　装置

装置は、底面の面積が次の表に定める燃焼表面積の正方形で、高さが〇・三メートルの四種類の燃焼皿とする。

燃焼表面積（単位　平方メートル）	係数
四・〇	一・〇
三・二	一・二五
二・六七	一・五
二・〇	二・〇

二　試験の実施手順

イ　燃焼表面積が四・〇平方メートルの燃焼皿に、試験物品を底面から試験物品の表面までの高さが〇・一メートルになるように入れる。

ロ　試験物品に点火して一分経過した後に、温度が二十度の泡水溶液を規格省令第十二条の規定の例により、標準発泡ノズルを用いて五分間連続して発泡させ、試験物品の表面に展開させる。

ハ　泡水溶液の発泡終了後、規格省令第十三条各号に規定する規格に適合する場合には、泡消火薬剤の消火性能が確認されたこととする。

ニ　規格省令第十三条各号に規定する規格に適合しない場合には、燃焼表面積がより小さい燃焼皿を用いて、当該規格に適合するまでイからハまでの操作を繰り返す。

ホ　別表第四に掲げる危険物以外の危険物に係る係数は、規格省令第十三条各号に規定する規格に適合することが確認されたときの燃焼表面積のうち、一に掲げる表において最大のものに対応する係数とする。

別表第六（第十七条第三項関係）

別表第四に掲げる危険物（水に溶けないもの以外のものに限る。以下この表において同じ。）に用いる泡消火薬剤の消火性能は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により確認するものとする。ただし、同表中当該危険物が属する類別において代表物質を規定している場合にあっては、当該危険物に代えて、当該代表物質を用いて当該泡消火薬剤の消火性能を確認しても差し支えない。

一　装置

装置は、別表第五の一に規定する装置とする。

二　試験の実施手順

イ　別表第四の下欄に掲げる係数又は別表第五に定める方法により算出した係数に応じ、次の表の下欄に掲げる燃焼表面積の燃焼皿に、試験物品を底面から当該試験物品の表面までの高さが〇・一メートルになるように入れる。

係数	燃焼表面積（単位　平方メートル）
一・〇	四・〇
一・二五	三・二
一・五	二・六七
二・〇	二・〇

ロ　試験物品に点火して一分経過した後に、温度が二十度の泡水溶液を規格省令第十二条の規定の例により、標準発泡ノズルを用いて五分間連続して発泡させ、試験物品の表面に展開させる。

ハ　泡水溶液の発泡終了後、規格省令第十三条各号に規定する規格に適合する場合には、泡消火薬剤の消火性能が確認されたこととする。

別表第七（第十八条第四項第一号関係）

パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤の消火性能は、一に規定する装置及び二に規定する試験物品を用い、三に規定する試験の実施手順により確認するものとする。

一　装置

装置は、水平放出方式の泡放出口を用いる場合にあっては図1、下方放出方式の泡放出口を用いる場合にあっては図2に示すものとする。

二　試験物品

試験物品は、自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二に適合するものをいう。以下同じ。）とする。

三　試験の実施手順

イ　勾配が百分の一の床面上に泡放出口を設置する。

ロ　装置に自動車ガソリン二十リットルを入れ、漏れのないことを確認した上で、点火する。

ハ　点火二十秒後に泡放出口から泡水溶液を一分間発泡させ、試験物品の表面に展開させる。

ニ　泡水溶液を泡放出口から発泡後、一分以内に消火（装置内の残炎が消失した時点をいう。）した場合には、泡消火薬剤の消火性能が確認されたこととする。